

揖斐川町お試し住宅事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、揖斐川町（以下「町」という。）に移住を検討している者を対象に、一定期間、町内の環境・雰囲気や日常生活を実際に体験してもらうために住宅を貸し付け、移住の推進、地域間交流の推進、人口流入を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) お試し住宅 日常生活を営むための家具、電化製品等の住宅備品を備え、手軽に揖斐川町での生活を体験できるよう町が貸し付ける住宅
- (2) 借用者 お試し住宅の借受け希望者であって、利用者の代表として揖斐川町お試し住宅借用申請を行うもの
- (3) 利用者 借用者を含む揖斐川町お試し住宅を利用する全ての者

(お試し住宅)

第3条 お試し住宅は、次表のとおりとする。

名称	住所	建設年	構造	面積
お試し住宅 (諸家地区)	揖斐川町坂内坂本 1158番地	昭和29年	木造 2階建て	80.15㎡

(利用対象者)

第4条 利用者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 借用者は成人であって、かつ、利用者の代表者であること。
- (2) 利用者の合計が5人以内であること。ただし、扶養する児童や両親との同居利用など特別な事情があると町長が認めた場合はこの限りでない。
- (3) 利用者が揖斐川町外に住民登録を行っている者であること。
- (4) 利用者が、転勤等による転入予定者でないこと。
- (5) 利用者に外国人が含まれる場合は、その外国人の在留資格が永住者又は特別永住者であること。
- (6) 利用者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、指定暴力団又は指定暴力団連合の構成員若しくはこれに準ずる者等（以下、総称して「反社会勢力」という。）でない

こと。

（借用申請）

第5条 申請を行う者は、揖斐川町お試し住宅借用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）とともに利用者全員に係る現在住所地の住民票謄本（抄本）を町長に提出しなければならない。

2 利用者に外国人が含まれる場合は、前項に規定する住民票謄本（抄本）のほか、に当該外国人の在留カードの写しを町長に提出しなければならない。

3 申請書は、借用する日の14日前までに提出するものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（借用許可）

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、揖斐川町お試し住宅借用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

2 町長は、前項の交付をする場合において、お試し住宅（以下「住宅」という。）の管理上必要な条件を付することができる。

3 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、住宅の借用を許可しない。

（1） その借用が第1条の目的に反するとき。

（2） その借用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。

（3） その借用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。

（4） その借用が住宅を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。

（5） その他住宅の管理上支障があるとき。

（賃貸借契約）

第7条 許可書の交付を受けた申請者は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期賃貸借住宅契約を揖斐川町お試し住宅定期賃貸借契約書（様式第3号。以下「契約書」という。）により町長と締結し、住宅を借り受けるものとする。

2 前項の規定により契約を締結した場合は、借地借家法第38条第2項の規定に基づき契約の更新がないことを揖斐川町お試し住宅定期賃貸借契約についての説明（様式第4号）により行うものとする。

- 3 第1項の規定による契約を締結した者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(借用期間)

第8条 住宅の借用期間は5日以上30日以内とし、前条に規定する契約書において定める。

- 2 借用期間の開始日及び満了日は、次の各号に定める日を除いた日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月26日から翌年の1月5日までの日

- 3 借用期間における入居及び退去を行う時間は、午前9時から午後4時までの間とする。

(住宅借用料)

第9条 住宅の借用料は、無料とする。

- 2 前項の規定による借用料には、光熱水費（電気料金、水道料金、ガス料金、ボイラー稼働に使用する灯油代金に限る。）、日本放送協会放送受信料を含むものとし、その他住宅の使用に伴う飲食費並びに消耗品（日常生活に係るものに限る。）、寝具及び住宅に備付けの器具以外の器具に要する費用は、借用者の負担とする。

(借用者の遵守事項)

第10条 借用者は、借用期間中、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1条に規定する目的以外に使用しないこと。
- (2) 申請書に記載した利用者以外の者が住居しないこと。
- (3) 留守や就寝中に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告するとともに、借用者が新たな鍵に交換すること。
- (4) 火気の手扱いに細心の注意を払うとともに水道の凍結防止に配慮すること及び備付けの備品を適切に取り扱うこと。
- (5) 住宅周りの除草や除雪を適宜行い、適正に管理するとともに、住環境の清潔の保持など必要な整備を進めること。
- (6) ゴミは、分別方法等決められたルールに従い処理すること。
- (7) 住宅の借用期間が終了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (8) 住宅が所在する地域の自治会活動へ参加すること。

(9) その他、住宅の借用に関し町長が必要と認める事項

(行為の禁止)

第11条 利用者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 転勤など職務上の異動や観光において住宅を利用すること。
 - (2) 麻薬類（興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼすもので、それを濫用することにより人の健康に被害が生じると認められている、いわゆる「危険ドラッグ」等を含む。）鉄砲、刀剣類又は爆発物、発火物を有する危険な物品等を製造、保管、又は使用すること。
 - (3) 大型の家具その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
 - (4) 配水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
 - (5) 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、楽器等の演奏を行うこと。
 - (6) 物品の売買、寄附の要請、その他これに類する行為
 - (7) 事業、その他開業すること、又は興業を行うこと。
 - (8) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
 - (9) 文書、図書、その他の印刷物を貼り付ける又は配布すること。
 - (10) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為
 - (11) 周辺、近隣住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
 - (12) 周辺において、粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、近隣の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 - (13) 住宅に反社会的勢力を居住させ、又は出入りさせること。
 - (14) 住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
 - (15) 住宅内外において建物を害すること及び建物の改造又は改装をすること。
 - (16) 住宅内外において動物等（鳥類、魚類、両生類、は虫類、昆虫類を含む。）を飼育すること。また、植物類の苗を植栽又は種などをまき育てること。
 - (17) 住宅内で喫煙すること。
 - (18) その他住宅の借用にふさわしくない行為
- (設備又は特殊備品の搬入)

第12条 借用者が住宅の借用に当たり、特別な設備又は特殊備品の搬入をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(借用許可の取消し)

第13条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は住宅の管理上特

に必要と認めたときは、当該決定の条件を変更し、若しくは借用を停止し、又は当該決定を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により借用の許可を受けたとき。
- (3) 第4条の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 第6条第2項の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) 第6条第3項の要件に該当したとき。
- (6) 第11条各号に掲げる行為をしたとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、契約書に定める義務を完全に履行しないとき、又は契約書に定める内容に違反したとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、町はその責めを負わない。

(明渡し)

第14条 借用者は、借用期間が終了する場合及び前条の規定に基づき借用許可が取り消された場合にあっては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、借用者は、通常の借用に伴い生じた損耗を除き、住宅及びその敷地を現状に回復しなければならない。

2 借用者は、前項前段の明渡しをするときは、明渡しする日時を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第1項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法については、借用者と協議して決定するものとする。

(立入り)

第15条 町長は、住宅の清潔の保持、防火、火災の延焼、構造の保全、その他住宅の管理上特に必要があるときは、借用者の承諾が無くても住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 借用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第16条 借用者は、住宅又は設備若しくは備品を破損、汚損及び滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

2 借用者は、故意又は過失により住宅又は設備若しくは備品を破損、汚損及び滅

失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

（事故免責）

第17条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅又は住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わない。

2 住宅及びその敷地が、暴風、豪雨、防雪、洪水、地震、噴火その他異常な自然現象を原因として借用期間中に住宅及びその敷地内で発生した事故に対して、町はその賠償の責任を負わないものとする。

（補足）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。